

令和2年度 「雨水浸透ます」

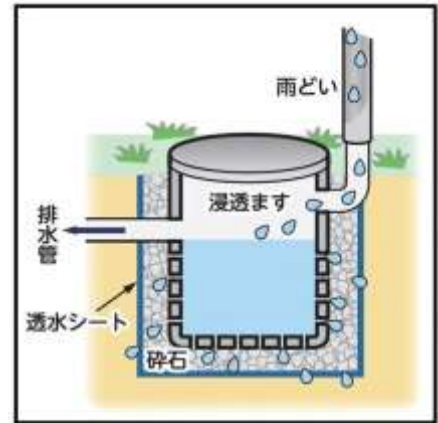
設置助成制度のご案内

1. 制度の目的

姫路市では、集中豪雨や局地的大雨による浸水被害の軽減対策として、雨水を貯留及び浸透させる事業に取り組んでおりますが、市民の皆様にも雨水の流出抑制に対するご理解、ご協力をいただくため、雨水浸透ますを設置する費用の一部を助成するものです。

2. 雨水浸透ますとは…

雨水浸透ますとは、側面及び底部に孔が開いたますの周囲を碎石等で充填し、建築物の雨どいから集めた雨水を地下に浸透させる機能を有しているものです。



雨水浸透ます

雨水を穴の開いたますから地中に浸透させるものです。

3. 助成対象

助成件数：先着順、予算内での助成（5件程度）

対象者：姫路市民または姫路市内の事業者

設置場所：市内の住宅や事業所、集会所に限る。

（※但し、事前に助成対象区域の確認が必要です。）

工事依頼先：姫路市下水道排水設備工事施工業者

（姫路市の指定業者）に限る。

その他：モデルハウスなどの展示・販売を目的とした建物や、開発事業に伴い設置されるものは助成対象外となります。

浸透ますの構造、技術上の基準は「雨水浸透ます設置基準」をご参照ください。

※必ず助成金交付決定通知が届いてから工事を施工してください!!

4. 助成金額

浸透ます1箇所設置につき15,000円（1件あたり最大8箇所まで助成）

5. 申請方法

事前協議の後、申請書に必要事項を記入のうえ、姫路市役所下水道業務課へ提出

受付期間：令和2年5月11日（月）～11月30日（月）

（当日消印有効）

※先着順での受付のため、期間内に受付を終了する場合があります。

6. その他

既に設置済みのものは対象外です。

助成金の交付は1回限りです。

※裏面もお読みください

◆◆◆ 助成までの手続きの流れ ◆◆◆

	申請手順	内容
①	工事を依頼する業者の決定 (見積依頼等)	助成を受けられるには、姫路市の指定業者に工事を依頼いただく必要があります。指定業者一覧表はホームページからご覧いただけます。
②	指定業者から事前協議書の提出・協議	助成を受けられる敷地が浸透適地であるかどうか、助成対象エリア内であるか等の判断を行います。
③	協議後、申請書を提出します(先着順) 受付期間：5月11日(月) ～11月30日(月) ※期間内に受付終了の場合あり	申請書に必要事項をご記入のうえ添付書類と共に、下水道業務課窓口へ提出(郵送可)してください。 申請書類の審査後、「 交付決定通知 」をお送りします。 ※必ず助成金交付決定通知が届いてから工事を施工してください!!
④	「交付決定通知」がお手元に届いたら、工事を施工します	通知が届いてから 60日以内 に工事を施工してください(設置の最終締切は12月末まで)
⑤	工事完了後、完了報告書・その他添付書類の提出	設置が完了したら、 30日以内 に提出してください。
⑥	設置完了検査の実施	設置完了検査には、工事施工業者(指定業者)の立ち会いが必要です。 後日、「助成金額確定通知」をお送りします。
⑦	助成金交付請求書の提出	検査終了後に提出してください。
⑧	助成金を受け取ります	指定した口座に助成金が振り込まれます。

助成制度の詳細は姫路市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。
申請書類のダウンロードもできます。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000329.html/>



下水道普及キャラクター
ホール☆マン U

【お問い合わせ・郵送先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 下水道業務課(東館3階)
TEL: 079-221-2656、2659
(問い合わせ時間: 平日8時35分~17時20分)